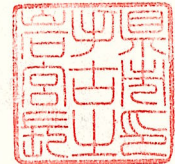


宮古市告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により宮古都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年8月30日

宮古市長 山本 正徳



- 1 都市計画の種類（名称）
都市計画施設（道路）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
宮古市末広町、黒田町、大通四丁目、向町の一部（別紙図面のとおり）
- 3 縦覧場所
宮古市役所都市整備部都市計画課

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。